

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市島留学生生活支援金交付要綱
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	佐渡市立松ヶ崎小中学校及び佐渡市立内海府小中学校の児童生徒減少に鑑み、市外からの小中学生受入れを市が推進することに際し、児童生徒の保護者の経済的な負担軽減を目的とする支援金を予算の範囲内において交付する。
補助事業者	内海府小中学校および松ヶ崎小中学校に通う島留学生の保護者
補助対象経費	生活支援金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	1ヵ月1万円の支援金
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	年間3組の新規留学生 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和3年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	令和6年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 移住交流推進係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）